



# 売 買 契 約 書

- 1 件 名 泉州南消防組合岬消防署軽資器材搬送車売払い業務
- 2 売 却 内 容 仕様書のとおり
- 3 引 取 期 限 令和7年3月28日 13時00分
- 4 引 渡 場 所 大阪府泉南郡岬町深日1415番地  
泉州南消防組合 岬消防署
- 5 契 約 金 額  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額
- 6 契 約 保 証 金 納付を免除（泉州南消防組合契約規則第30条5号）

上記の件名について、売払人と買受人は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、売払人及び買受人が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 払 人

住 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20

泉州南消防組合

氏 名 管理者 上 甲 誠 印

買 受 人

住 所

氏 名 印

(信義誠実の義務)

第1条 買受人は、仕様書（質疑回答書を含む）の内容を理解及び順守し、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売却対象車両)

第2条 売却対象車両は、仕様書のとおりとする。（買受人は、仕様書等を確認及び理解した上で、本件売買契約を締結するものである）

(契約金額の納付)

第3条 買受人は、契約金額を、売払人の定めた期間内に全額即納しなければならない。

(所有権の移転及び移転の手続)

第4条 売却対象車両の所有権は、買受人が契約金額を完納したとき買受人に移転するものとする。

2 売払人は、前項により売買対象車両の所有権が移転した後、買受人の請求に基づき移転登録に要する書類を作成して買受人に渡すものとし、買受人は、速やかに移転登録手続を行わなければならない。

3 所有権移転登録手続に要する費用は、買受人の負担とする。

4 廃車する場合の手続き及び費用は、買受人の負担とする。

(売却対象物の引渡し)

第5条 売払人は、売却対象車両を指定した場所において現状のまま買受人に引渡し、買受人は、買受人の負担により売却対象車両を引き取り、売払人に受領書を提出するものとする。

(危険負担・瑕疵担保責任)

第6条 買受人は、この契約締結時から売却対象車両の所有権移転の時までにおいて、当該売却対象車両が買受人の責めに帰すことができない事由により滅失又は損傷した場合は、売払人に対して売買代金の減額又は免除を請求できるものとする。

2 買受人は、売払人の一切の瑕疵担保責任を免除し、この契約締結後に、売却対象車両に表面上明らかな瑕疵若しくは隠れた瑕疵があることを発見しても、契約金額の減額若しくは免除若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。

3 買受人は、売却対象車両を買受人の判断で使用した際の事故等について当組合は一切責任を負わない。また事故等に係る一切の損害賠償の請求はできないものとする。

(契約の解除)

第7条 売払人は、買受人が次の各項に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

1 契約を履行せず契約期限内に履行の見込みがないとき。

2 契約解除の申し出があったとき。

3 買受人がいずれかに該当するとき。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員）と認められるとき。

(2) 暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団（以下暴力団）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認めるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(原状回復義務)

第8条 買受人は、前条の規定により契約が解除されたときは、売払人の指定する日までに売却対象車両を原状に回復して売払人に返還しなければならない。ただし、売払人が当該売却対象車両を原状回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができるものとする。

(損害賠償)

第9条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第10条 買受人は、第7条の規定により、この契約が解除された場合において、売却対象車両に投じた有益費、必要経費またはその他の経費があってもこれを売払人に請求することができない。

(返品について)

第11条 引き渡した売却対象車両は、いかなる理由があっても返品は出来ない。また、契約金額の返金は行わない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人と買受人協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に関する訴訟は、泉州南消防組合の所在を管轄する地方裁判所を第1審の裁判所とする。